

第 5 章

子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、教育・保育の提供区域を「市全域」と決めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の利用など、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとします。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、広域的に施設利用や事業展開をしていることから、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保をめざします。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

市内には、現在、幼稚園が1施設、保育所が21施設(うち2施設は令和7年度から認定こども園に移行予定のため、19施設となる予定)、認定こども園が2施設(令和7年度からは4施設)あります。令和7年度からの総利用定員は幼稚園75人、保育所1,420人、認定こども園490人、合わせて1,985人となる予定です。

また、地域型保育事業施設として、小規模保育施設6施設のほか、事業所内保育施設が1施設あります。

前計画期間中の総利用者数は、市外の施設も含め、各年2,300～2,000人程度となっています。近年、保育需要が高まっていますが、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もあることから、待機児童は発生していない状況です。ただし、特定の保育施設への入所希望者が多く、第一希望の施設に入所できない児童が毎年発生している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		143	962	195	290	267	141	939	188	290	269
確保方策	幼稚園	75					75				
	認定こども園	106	251	27	51	55	116	277	33	60	64
	保育所		877	127	200	216		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46			43	47	46
	②合計	181	1,128	197	298	317	191	1,124	197	300	319
②-①		38	166	2	8	50	50	185	9	10	50

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		137	903	182	284	269	134	871	175	280	264
確保方策	幼稚園	75					75				
	認定こども園	116	277	33	60	64	116	277	33	60	64
	保育所		847	121	193	209		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46			43	47	46
	合計	191	1,124	197	300	319	191	1,124	197	300	319
②-①		54	221	15	16	50	57	253	22	20	55

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
		133	869	169	273	260
確保方策	幼稚園	75				
	認定こども園	116	277	33	60	64
	保育所		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46
	合計	191	1,124	197	300	319
②-①		58	255	28	27	59

※(単位:人=利用実人数)

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の143人ですが、幼稚園及び認定こども園(教育部分)の総定員は171人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の962人で、現在の保育利用定員は1,150人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の195人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員が199人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7・8年度の290人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員は301人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8・9年度の269人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員は320人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き、利用者の意向をくみ取りつつ、定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持し、提供体制の確保を行います。

このため、少子化の影響も勘案し、施設の新規開設による確保は要しないものとしませんが、令和6年度時点で存在する保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、新規開設を認めるものとしします。また、利用定員の増員(総数)による確保も行わないものとしします。(本計画策定着手前(令和4年度まで)の協議分を除く。)

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

現在、本市内の認定こども園は2施設で、令和7年度からは4施設に増える予定です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には小規模保育事業施設と事業所内保育施設があるため、市として情報の共有など、両者の連携強化を支援していきます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

市内の幼稚園、保育所、認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、園長会などにおいて、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、就学前から小学校へ円滑な接続を行うことで、子どもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時（原則１歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の保育所、認定こども園23施設全園で実施しています。令和5年度の実績は 652 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	652	645	626	607	601
②確保方策	652	645	626	607	601
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを 652 人と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和6年度においては、市内30クラブの留守家庭児童クラブで実施しており、登録児童数は、低学年769人、高学年272人の計1,041人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	790	706	687	653	638
	高学年	339	329	308	302	271
	計	1,129	1,035	995	955	909
②確保方策		1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
②－①		106	200	240	280	326

【量の見込み】

アンケート調査結果に基づき、各年度の利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の1,129人で、その後は児童数の減少に伴い、減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(3) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業と、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる夜間養護等(トワイライトステイ)事業の2種類があります。

【現状】

本市では、県内の児童養護施設等に委託して実施しています。利用実績は、令和4年度28人日、令和5年度55人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	105	105	105	105	105
②確保方策	105	105	105	105	105
②－①	0	0	0	0	0

※(単位:人日/年=年間の延べ利用日数)

【量の見込み】

利用実績を参考に、2歳以上児のショートステイは、月に2人が4日間ずつ利用すると仮定して年間96人日、同じく2歳未満児は年間7人日、トワイライトステイは年間2人日として、合計105人日の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の委託先で対応できる見込みです。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て家庭に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

子育て支援センター「ぽっぽ」で、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。令和5年度の月あたり利用実績は666人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	678	676	668	654	640
②確保方策	740	740	740	740	740
②－①	62	64	72	86	100

※(単位:人日/月=1月あたりの延べ利用日数)

【量の見込み】

アンケート調査の結果及び実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の受け入れ可能枠は月平均740人日であることから、現状どおり、子育て支援センター「ぽっぽ」で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の幼稚園、認定こども園の在園児を対象とし、預かり保育として実施しています。2号認定で幼稚園を利用している子どもはおらず、実質1号認定の利用者のみで、令和5年度の利用実績は221人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	221	219	212	206	204
②確保方策	221	219	212	206	204
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを221人日と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の保育所、認定こども園23園のほか、子育て支援センター「ぽっぽ」でも実施しています。令和5年度の利用実績は100人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位: 人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	100	99	96	93	92
②確保方策	100	99	96	93	92
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを100人日と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際、または病気の回復期にある場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

本市では、病気回復期の児童をかかえる保護者を支援するために、「病後児保育室すこやか」を開所しています。また、武雄市との協定により、武雄市病児・病後児保育施設「テトテ」を利用することも可能です。

令和5年度の利用実績は、全体46人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位: 人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	98	98	98	98	98
②確保方策	482	482	482	482	482
②－①	384	384	384	384	384

【量の見込み】

アンケート調査での利用意向を勘案し、市内での病児保育事業の実施も視野に入れ、令和5年度の実績とアンケート調査の結果をもとに事業量を見込みました。

【確保方策】

現在の受け入れ可能枠は年482人日(2人×241日)で、十分に対応可能です。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの子どものいる家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学生の放課後の預かりを対象としたものです。令和5年度の利用実績は、16人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	16	16	16	16	16
②確保方策	16	16	16	16	16
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果からは、ニーズは認められませんでした。

令和5年度の利用実績を踏まえ、毎年度16人日と設定しました。

【確保方策】

現在の体制で十分に対応可能です。

(9) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報の提供及び必要に応じた相談などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

本市では、子育て支援課の相談窓口において、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行っています(基本型)。

また、伊万里市こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない相談・支援を実施するためのワンストップ拠点とし、子育て支援の情報の提供や相談対応等を行っています(こども家庭センター型)。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:か所)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2

【量の見込みと提供体制】

現状どおり、子育て支援課の相談窓口とこども家庭センターで実施します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を公費負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。

令和5年度の実績は、のべ対象者数(妊娠届出数×1人あたり受診票交付枚数)4,704人に対し、のべ受診者数4,103人、受診率87.2%となっています。

「量の見込み」		(単位:人回/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	4,564	4,480	4,368	4,270	4,144

※(単位:人回/年=年間の延べ利用回数)

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は317人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	326	320	312	305	296

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、保健師・母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業です。

【現状】

妊娠届出時及び出産後は、すべての妊婦・産婦と面談し、様々な不安や悩みを聞き、必要な支援へつなげています。また妊娠8か月を迎える全ての妊婦に対してアンケートを送付し、相談や情報提供を行っています。

「量の見込み」		(単位:人回/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	978	960	936	915	888

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値に面談回数3回を乗じて見込みました。

【提供体制】

妊婦等に対して、妊娠届出時から出産後の適切な時期に情報発信や面談を行います。

(13) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【現状】

産婦人科に委託し、日帰りデイサービスと、宿泊型の育児サポートを提供します。

「量の見込み」		(単位:人回/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	6	10	10	10	10

【量の見込み】

産後に産科医療機関で受ける産婦健康診査の受診結果から、支援が必要な産婦を把握し量を見込みました。

【提供体制】

産婦人科等に委託し、日帰りデイサービスと、宿泊型の育児サポートを提供し、産後の母子が安心して子育てできるよう支援します。

(14) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して専門的相談支援を行う事業です(これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。)

【現状】

乳児家庭訪問事業や関係機関からの情報等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭に、保健師等が訪問し、安定した養育ができるよう相談や助言等継続的な支援を行っています。

令和5年度の実績は、207人日となっています。

「量の見込み」

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	226	200	195	190	185

【量の見込み】

前計画期間中の実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。

【提供体制】

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(15) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行う事業です。

【現状】

令和4年の児童福祉法改正前の養育支援訪問事業(育児・家事援助)の対象を拡大し、子育て世帯の支援を行います。

「量の見込み」		(単位:人日/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	128	128	128	128	128

【量の見込み】

2世帯に対して、それぞれ64回の訪問を行うものとして量を見込みました。

【提供体制】

委託により事業を実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行う事業です。

【現状】

令和6年度に子ども第三の居場所きららを開設し、事業を行っています。

「量の見込み」		(単位:人日/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【量の見込み】

1日の利用者を10人とし、年間240日間の開所を想定し、量を見込みました。

【提供体制】

指定管理者による運営を行います。

(17) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

「量の見込み」		(単位:人)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	1	1	1	1	1

【量の見込み】

県に同様の事業があるため、需要量の把握に努めながら、実施を検討します。

【提供体制】

委託による実施を検討します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どものための教育・保育給付を受けていない(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に通っていない)0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。

「量の見込み」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数 (人)	0	136	133	130	127
量の見込 (時間/月)	0	1,360	1,330	1,300	1,270

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは利用人数に1人あたり利用時間月10時間に乗じて見込みました。

【提供体制】

令和8年度から市内施設にて受入れができるよう、体制整備を進めます。